

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全教職員	82.3%
専任教職員	78.3%
非常勤教職員	123.7%

対象期間：2022 事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）

専任教職員：大学教員職（教授、准教授及び講師）、行政職、無期雇用特定業務職

非常勤教職員：大学教員職（教授、准教授及び講師）以外の教員、行政職及び無期雇用特定業務職以外の職員 ※派遣職員を除く。